

千葉市水道局告示第34号

水道法第16条の2第1項の規定により、下記の者を千葉市水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉市水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1号の規定により告示します。

令和 5年 8月 14日

千葉市長 神谷 俊一

所在地	千葉市若葉区御殿町2177番地1
商号	株式会社匠住設
代表者	代表取締役 安田 勝宏
指定年月日	令和5年 7月 21日
指定番号	第356号